



2025年11月27日

各 位

会 社 名 : ユーピーアール株式会社  
代表者名 : 代表取締役  
社長執行役員 酒田 義矢  
(コード番号 : 7065 東証スタンダード市場)  
問い合わせ先 : 上級執行役員  
経営企画本部長 褐田 真一  
TEL : 03-3593-1728

### 「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定を決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所につきましては、下線で示しております。

#### 記

当社及び当社の子会社からなる当社グループは、パーカス【「未来は自分たちが変えていく」モノ・コト・ココロが分かち合えたその先へ】のもと、2つの経営理念（①事業原点：パレットを通じ人々の生活を便利に、②目指す企業像：地球と人を尊重する会社）、理想の社員像（情熱を抱き、常に挑戦し、真摯に向き合い、仲間と共に創りできる人材）を掲げ、「社業を通じ社会に貢献する」ことを社是としている。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）
  - ① 当社は、社是、パーカス、経営理念、理想の社員像、および行動指針を、当社及び子会社の全ての役員・従業員が法令、定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
  - ② 総務部がコンプライアンスを担当し、当社及び子会社の全ての役員・従業員の法令遵守の取組を推進する。また、「コンプライアンス規程」を定め、同部を中心にその遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
  - ③ 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。重要事項については、取締役会に報告する。
  - ④ 法令および定款に違反する行為等を発見した場合の報告体制として、内部通報窓口を設置する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
  - ① 取締役の職務の執行に係る情報は、法令および「文書管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に適切に記録・保存する。
  - ② 取締役および監査役は、必要に応じ、取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書等を閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
  - ① 「リスク管理規程」に基づき、業務執行に係るリスクの把握、管理および危機発生に備えた対応を行う。
  - ② リスク管理委員会は、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を行い、必要に

応じて取締役会に対し、リスク管理に関する活動状況を報告し、提案を行う。

- ③ 重大な危機が発生した場合には、社長を委員長とするリスク管理委員会を速やかに開催し、危機への対応と速やかな収束に向けて活動する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ① 取締役の職務権限と担当業務を明確にするため、「取締役会規程」の他、「組織規程」、「業務分掌規程」、「決裁権限規程」を制定し、必要に応じ定期的な見直しを行う。  
② 取締役会は、取締役会規程に基づき月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

5. 当社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

- ① 当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。  
② 内部監査室は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、社長に報告する。  
③ 「関係会社管理規程」を定め、一定の経営上の重要事項については機関決定前に当社の承認を求め、または報告することを義務付けることとし、一定の基準を満たすものは当社の取締役会決議事項とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号、会社法施行規則第100条第3項第3号）

- ① 当社は、監査役の職務を補助する従業員を配置していないが、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。  
② 監査役の職務を補助すべき従業員の異動・評価等については、あらかじめ監査役の同意を要することとする。  
③ 監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。

7. 監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号、会社法施行規則第100条第3項第5号）

- ① 当社及び子会社の役員・従業員は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。  
② 内部監査室は、当社及び子会社に対して実施した内部監査の結果を、定期的に報告する。  
③ 内部通報制度の担当部署は、当社グループの内部通報の状況について、監査役に定期的に報告する。  
④ 監査役への報告を理由として取締役および従業員が不利な取り扱いを受けないことを保障する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役がその職務の執行について支出した費用の償還などの請求をしたときは、当該費用が監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握する為に取締役会等の会議に出席する。  
② 監査役は、取締役や経営陣とのミーティング、営業所や子会社への往査を定期的に実施する。月1回定時に監査役協議会を開催する他、必要に応じ臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

## 10. 反社会的勢力排除に向けた基本方針および体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を役員および従業員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

以上